

様式第2 (第2条第5項及び第4条第4項関係)

新潟県南魚保第 1202007 号

第一種動物取扱業登録証

氏名 国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。

新潟県南魚沼保健所長
阿部 俊幸



登録の年月日	平成	19	年	5	月	31	日
登録の更新の年月日	令和	4	年	5	月	31	日
有効期間の末日	令和	9	年	5	月	30	日

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | 国家公務員共済組合連合会湯沢保養所 |
| 2 事業所の所在地 | 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2574 |
| 3 登録に係る第一種動物取扱業の種別 | 保管 |
| 4 動物取扱責任者の氏名 | 樋口 英輝 |
| 5 備考 | 考 |

備考 この登録証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

愛護動物取扱管理士

樋口英輝

登録番号:第22-069号
登録期限:令和7年9月30日迄



一般社団法人 新潟県動物愛護協会